

番号	① 陳情 第 11 号 ② 陳情 第 55 号	受理年月日	① 令 6. 6. 20 ② 令 7. 6. 3
件名	① 「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の計画について ② (仮称) かごしま郡山風力発電事業について		
結果	令和 7. 12. 19 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、本市と薩摩川内市にまたがる風力発電事業計画に対し、11号1項=鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインについて、県知事意見や市長意見で述べられている「てんがら館」「八重棚田館」「ゆるり乃湯」「梨木野地区」を主要な眺望点として追加したことを事業者に確認し、十分な検証を行うこと。2項=同ガイドラインが遵守されるよう事業者と十分協議した上で、変更された事業計画が出来上がり次第、環境影響評価書が国に提出される前に説明会を行うよう事業者に求めること。3項=所管の委員会による現地調査を行うこと。55号1項=同ガイドラインの遵守を事業者に求めること。2項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、本計画の白紙撤回を事業者に求めること。3項=同号第1項の事業者への要求事項が守られない場合、国有林の保安林解除に同意しないことを市長に求めること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する国や県等の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、事業者である日本風力エネルギー株式会社の環境影響評価準備書によると、事業の名称は、(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業、事業者の名称は、当初、日本風力エネルギー株式会社となっていたが、令和5年1月27日に事業の実施をかごしま郡山風力合同会社へ引き継いだことが公告されている。事業規模は、風力発電所出力が最大3万キロワット、風力発電機の基数は9基、高さが最大154メートルで、事業実施区域は、本市、薩摩川内市及び日置市の行政界付近となっている。

環境影響評価法に基づく経緯及び本市の対応等として、元年9月に計画段階環境配慮書、2年1月に環境影響評価方法書、3年12月に環境影響評価準備書の縦覧が行われ、それぞれ県より本市に対し、環境の保全の見地からの意見を求められた。4年5月に同準備書に対する景観に関する本市意見として、1点目に、眺望点⑯八重の棚田（上之丸中線中間点付近）から視認される風力発電機は、1号から4号までそれぞれ垂直視野角が7.3度、6.4度、6.3度、7.6度と予測されているが、平成12年に公表された環境庁の「自然との触れ合い分野の環境影響評価基準（II）調査・予測の進め方について」にある「垂直視覚と鉄塔の見え方」によると、視角5度から6度は、「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」、「圧迫感はあまり受けない」とされていることから、上記予測結果は、垂直視野角6度を超えており、当該風力発電機の設置は、景観的に大きな影響があると考える。2点

目に、眺望点③八重山公園から視認される風力発電機は1号から3号で、風力発電機の一部が地形と植生に遮断され、それぞれ垂直視野角が3.6度、4.7度、0.5度と予測されており、これらの結果についても「垂直見込角が1度から2度を超えると景観的に気になり出す可能性がある」と同準備書に記載されていることから、当該風力発電機の設置は、景観的に影響があると考える。3点目に、眺望点③八重山公園の眺望点とされた地点は、風力発電機の方向に樹木がある公園（管理）事務所前に設定されているが、同事務所付近への車の侵入は禁止されており、八重山公園利用者は、交流促進センター「てんがら館」周辺の駐車場を使用し、同館で受付を行い、公園施設を利用している。これら利用者の動線により、同公園で不特定かつ多数の利用がある地点は、「てんがら館」玄関ポーチ付近であることから、同地点を八重山公園の眺望点とともに、「八重棚田館」「ゆるり乃湯」「梨木野地区」を主要な眺望点に追加し、調査結果を速やかに住民説明会等において公表、説明することを回答している。

また、令和4年9月に経済産業大臣より同準備書に対し、事業者は県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施するとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと、土工量及び土地の改変を最小限に抑え、かつ環境への影響を回避または低減したものとなるよう専門家等からの助言を踏まえ、工事計画の見直しを行うことなどの勧告がなされている。

その後、事業の名称が（仮称）かごしま郡山風力発電事業に改められ、6年11月14日に事業者から本市に対し、さらに11月16日、17日に地元自治会に対し、見直した事業計画についての説明がなされ、主な事業計画の変更点は、①風力発電機の配置を見直し、基數を9基から8基へ削減（高さについては、4号機は最大154メートル、それ以外は最大159メートル）、②土地の改変区域を約31.6ヘクタールから約21ヘクタールへ削減、③対象事業実施区域の面積を約439ヘクタールから約170ヘクタールへ削減したことなどとなっている。

また、同年11月29日付で、県から事業者及び国へ環境影響評価書（案）に対する見解が提出された。同見解の提出については、国によると、法に基づく手続ではないが、事業者には、電気事業法に基づく環境影響評価書の届出より前に、評価書（案）についての説明を求め、環境保全上配慮すべき事項に不足等があれば、必要に応じて指摘をしているほか、ほぼ同じタイミングで評価書（案）の内容について、県への事前説明を事業者にお願いしているとのことであった。県によると、同年10月に事業者から県の担当課に対し、同評価書（案）の説明があり、庁内関係課で内容の確認をしたことである。

その後、同年12月20日に事業者が住民説明会を開催したが、事業者によると、同準備書に対する経済産業大臣勧告等を踏まえ、見直した計画内容の周知及び変更した内容に基づく環境影響評価についての報告のため、任意で実施したものであり、204名の参加者に対し、約60分の事業説明と約90分の質疑応答が行われ、事業に対する理解や推進の意見がある一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々

な意見や質問が寄せられたとのことである。

また、事業者においては、7年5月23日から6月20日まで補正後の同評価書（案）の縦覧及び環境保全の見地からの意見書の提出受付を行ったほか、同年6月7日に住民説明会を実施した。事業者によると、同説明会は6年11月に県から示された見解や同年12月の説明会等で寄せられた環境保全の見地からの意見を踏まえ、追加の環境保全措置等の検討や同評価書（案）の補正を行った上で、環境影響評価の趣旨にのっとり、任意で開催したものであり、準備書から評価書にかけて検討した環境保全措置として、風力発電機は周囲の環境になじみやすいよう環境融和色（ライトグレー）を採用することや、圧迫感の低減のため、当初配置では垂直視野角が8度を超えていた地点について、風力発電機の高さ低減と地形等による遮蔽を考慮し、極力8度を下回るようにするなどの対応を行ったとのことである。なお、説明会には126名が参加し、質疑や意見を希望した全ての参加者に対して、休憩を含め約7時間の応答が行われ、参加者からは事業内容への理解や推進に関する意見があった一方で、一部の地域住民及び地域外住民からは、事業に対する不安や懸念等、様々な意見や質問が寄せられたとのことである。

その後、事業者においては、7年8月29日、30日に郡山地域の住民を対象とした任意の住民説明会を実施、同年10月3日には経済産業省へ同評価書を届け出し、同年10月29日に同省より事業者に対し、同評価書に係る確定通知が出されたところである。

次に、同ガイドラインについては、景観の保全の観点から県内における風力発電施設の建設等に当たって、事業者が遵守すべき基準や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的に平成22年4月に施行された。事業者が遵守すべき基準として、（1）同施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮すること、（2）同施設の建設等に当たっては、①主要な眺望景観を阻害しないこと、②地域固有の景観を阻害しないこと、③その他、周囲の景観との調和を図ることとし、ア. 位置については、山の稜線を乱さないようにすること、イ. 色彩については、白または薄い灰色を基調とすること（他法令の規定により着色が義務づけられている場合は、この限りではない）に留意すること、（3）同施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点または地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村において、景観法第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとすることが記載されている。

同ガイドラインの手続については、県によると、同準備書に対する県知事意見において、「八重の棚田」及び「八重山公園」を眺望点とした予測結果において景観に影響を与えるおそれがある。したがって、同ガイドラインに定める事業者が遵守すべき基準を満たさない可能性がある場合には、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を同評価書に記載することとの意見があるため、同評価書届出前に同ガイドラインの正式協議を行っていただくとのことである。その一方で、国によると、環境影響評価制度と同ガイドライン制度はリンクせず、同ガイドラインに係る届出や処理が完了しなければ、同

評価書等が提出できないというものではないとのことであり、このことについては、県に対し説明を行ったとのことである。

また、令和7年9月29日付で、事業者が県に対し、同ガイドラインの基準に関する協議書類を提出したことから、同年10月2日付で県から本市へ協議書類に対する意見について照会があり、同年10月7日に事業者から本市に対し、同ガイドラインに基づく協議書類の写しの提出及び景観上の影響予測についての説明がなされ、同年10月23日に本市から県へ意見照会について回答したところである。

本市の回答としては、市景観計画等に照らして特に懸念はないとしたところであり、本市の景観に関する意見として、同準備書に対する市長意見を県に提出したが、事業者は環境影響評価法の趣旨（事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、または低減すること）にのっとり、市長意見を勘案した県知事意見等を踏まえ、眺望点を追加するとともに、環境保全措置の検討を行い、基数の削減、植樹等による視認性の低減、環境融和色の採用など、環境影響を回避、低減する計画としている。また、協議書においても、事業者は風力発電機を山並みに沿った配置とし、高さの凹凸による雑然とした印象を避けること、山並みや棚田景観を遮らないような配置としていること、環境融和色を採用予定であることなどの配慮をしているとともに、桜島が視認できる視点場からの眺めを阻害しないよう、配置を検討したほか、八重地区棚田保全委員会と棚田を眺める視点場の整備などに協力する予定としており、景観が保全されるよう配慮に努めているとしたところである。

なお、本陳情で要請されている項目のうち、「梨木野地区」は同ガイドラインにおいて選定した眺望点等一覧の中には含まれていないが、このことについては、事業者によると、同ガイドラインQ&Aで定める集落に該当するか否かの検討や県との協議等を踏まえた結果、集落には該当しないものと整理したことである。また、同ガイドラインに係る説明会の開催については、事業者が6年末から開催している説明会において景観についても説明を行っていること等を踏まえ、要請しないこととした。さらに、本市景観計画において、同施設は届出対象である建築基準法に規定する工作物に該当しないため、同計画の規制を受けず、また、同施設の建設場所は、八重の棚田地区景観計画の区域外となっているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「経済産業省より同評価書に対する確定通知が出されたとはいえ、その後の同評価書の縦覧がまだ始まっておらず、本委員会での審査はまだ終わっていないと考えること、また、地域住民のことを考慮し、今後も同ガイドラインの遵守を事業者に求めていきたいと考えていることから、継続審査としたい」という意見、「本年10月29日に経済産業省から事業者に同評価書に対する確定通知が出され、事業計画の認可という国の判断があったことから、不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「本件については採択

したい」という意見、「本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。